

「看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針」について」（平成25年3月6日医政発0306第5号、職発0306第5号、社援発0306第6号、老発0306第5号厚生労働省医政局長、職業安定局長、社会・援護局長、老健局長連名通知（抄）【新旧対照表】

（ _____ 部分は改正部分）

改正後	改正前
第二 国家資格取得前の受入れ施設での就労等 一・二 (略) 三 介護福祉士の資格習得を目的とした就労等 1 「介護福祉士養成施設における実習施設と同等の体制」について指針第二のこの3（1）中の「介護福祉士養成施設における実習施設と同等の体制」とは、次のいずれかと同等の体制であることをいう。 ① (略) ② 同号ロに掲げる実習指導者の要件を満たす者（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第42号）<u>附則第14条</u>に掲げる者を含む。）を研修責任者として置いている同号ロに掲げる介護実習施設等であること 2～5 (略) 6 「五年以上介護業務に従事した経験があつて介護福祉士の資格を有する者」について 指針第二のこの4（3）中の「五年以上介護業務に従事した経験があつて介護福祉士の資格を有する者」には、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第5条第14号ロに掲げる実習指導者の要件を満たす者及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令<u>附則第14条</u>に掲げる者を含む。 7 (略) 四 (略) 第三 国家試験取得後の就労等 (略) 二 ベトナム人看護師の就労	第二 国家資格取得前の受入れ施設での就労等 一・二 (略) 三 介護福祉士の資格習得を目的とした就労等 1 「介護福祉士養成施設における実習施設と同等の体制」について指針第二のこの3（1）中の「介護福祉士養成施設における実習施設と同等の体制」とは、次のいずれかと同等の体制であることをいう。 ① (略) ② 同号ロに掲げる実習指導者の要件を満たす者（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省令第42号）<u>第12条から第14条</u>までに掲げる者を含む。）を研修責任者として置いている同号ロに掲げる介護実習施設等であること 2～5 (略) 6 「五年以上介護業務に従事した経験があつて介護福祉士の資格を有する者」について 指針第二のこの4（3）中の「五年以上介護業務に従事した経験があつて介護福祉士の資格を有する者」には、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第5条第14号ロに掲げる実習指導者の要件を満たす者及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令<u>第14条</u>に掲げる者を含む。 7 (略) 四 (略) 第三 国家試験取得後の就労等 (略) 二 ベトナム人看護師の就労

指針別表第四の五中の「その他医療等を提供する施設」とは、研究機関、看護師等養成所等の施設をいうものであること。
三 ベトナム人介護福祉士の就労

(削る)

指針第三の二の(1)中の「利用者の居宅」に関し、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護並びに有料老人ホームにおけるサービス提供については、「利用者の居宅」におけるサービス提供には該当せず、施設におけるサービス提供として取り扱うこととする。(削る)

指針別表第三の五中の「その他医療等を提供する施設」とは、研究機関、看護師等養成所等の施設をいうものであること。

三 ベトナム人介護福祉士の就労

1 「利用者の居宅」について

指針第三の二の(1)中の「利用者の居宅」に関し、別表第二の三中の認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護並びに別表第四の二中の有料老人ホームにおけるサービス提供については、「利用者の居宅」におけるサービス提供には該当せず、施設におけるサービス提供として取り扱うこととする。

2 「その他入所又は通所サービスを提供する施設」について

指針別表第四の六中の「その他入所又は通所サービスを提供する施設」とは、次の施設をいうものであること。

(1) 「進行性筋萎縮症者療養等給付事業」(昭和44年7月14日付け社更第127号)別紙(進行性筋萎縮症者療養等給付事業実施要綱)に基づく「進行性筋萎縮症社療養等給付事業」を行っている施設(入所について委託を受けている病棟に限る。)

(2) 「原子爆弾被爆者養護ホーム入所委託要綱及び原子爆弾被爆者養護ホームの運営に関する基準について」(昭和63年12月13日付け健医発第1414号)に基づく原子爆弾被爆者養護ホーム

(3) 「原子爆弾被爆者養護ホームにおける原子爆弾被爆者サービス事業」又は「原子爆弾被爆者養護ホームにおける原子爆弾被爆者ショートステイについて」(平成5年7月15日付け健医発第766号)に基づく「原子爆弾ショートステイ事業」を行っている施設

(4) 「地域福祉センターの設置運営について」(平成6年6月22日社援地第74号)に基づく地域福祉センター

(5) 「隣保館の設置及び運営について」(平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第0829002号)別紙(隣保館設置運営要綱)に基づく隣保館(隣保館デイサービス事業を行っているものに限る。)

(6) 法令又は国が定める通知に基づかず、地方公共団体が定める条例、実施要綱等に基づいて行われる事業であって、介護等を行っている施設(利用者の居宅において介護等を行うものを除く。)